

〔メーカー保証を継承できる中古車について「保証付き」と表示する場合の保証内容等の表示方法〕

Q. 当店は、メーカー保証を継承できる中古車は、保証継承した上で販売しているのですが、保証継承できる中古車を「保証付き」として広告掲載する場合、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」は、どのように表示すればよいでしょうか？

【問題となる広告表示の例】



保証付！

定期点検整備付！

スカーレット1.3X

支払総額 **137**万円

車両価格130万円 諸費用7万円

■初度登録 2023年 ■走行 7.5万 km
■修復歴無 ■検 2026年 2月
■ブルー ■車台番号 551
■..... ■.....

※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続き代行費用、車庫証明手続き代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべての費用が含まれております。

※ 支払総額は、9月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

A. メーカー保証を継承して販売する場合、保証継承に必要な定期点検整備費用を「車両価格」に含めて「支払総額」を表示した上で、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」は、以下のとおり表示してください。

①保証内容 (以下のいずれかを表示)

「部分保証」、「新車保証」、「メーカー保証」

②保証期間又は保証走行距離数

「初度登録から●年又は●万km」等、当該車両の「初度登録(時)から」の保証期間又は保証走行距離数であることを明確に表示

【正しい広告表示の例】



メーカー保証付！
一般保証:初度登録から3年又は 6万km
特別保証:初度登録から5年又は10万km

定期点検整備付！

スカーレット1.3X

支払総額 **137**万円

車両価格130万円 諸費用7万円

■初度登録 2023年 ■走行 7.5万 km
■修復歴無 ■検 2026年 2月
■ブルー ■車台番号 551
■..... ■.....

※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続き代行費用、車庫証明手続き代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべての費用が含まれております。

※ 支払総額は、9月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。